## 個人住民税の特別徴収義務者一斉指定に向けた取組宣言

給与所得者の個人住民税は、地方税法の規定により、所得税の源泉徴収義務のある事業主(特別徴収義務者)が従業員(納税義務者)の給与から差し引き、市町村へ納入する特別徴収とされています。

沖縄県と県内全市町村では、これまで特別徴収への移行を推進してきたところではありますが、市町村ごとの取り組みに差異があったこと等から、制度の理解が十分に進まず、一部で特別徴収を実施されていない事業主の方もいます。

特別徴収の実施により、従業員の納税回数が年4回から年12回になるため、1回あたりの納税額が少なくなり、負担感が緩和されます。

また、事業主が給与から個人住民税を差し引くことにより、納め忘れの防止にもなります。

沖縄県と県内全市町村は、法令を遵守し、納税の公平性を図るため、 特別徴収の適正実施に向け、共通の取組方針に沿って以下のとおり取り 組むことを宣言します。

沖縄県及び県内全41市町村は、平成29年度課税分から、 原則全ての事業主を特別徴収義務者に指定することを 一斉に実施します。

> 平成 28 年 8 月 12 日 沖縄県地方税連絡会議 (沖縄県・県内全 41 市町村)